

# 回答書

松山市要保護児童等支援情報共有システム構築業務委託の募集要領等に関する質問について、次のとおり回答します。

通番	項目	質問	回答
1	様式3	「3. 業務実績(参加資格要件を満たす実績のみ記入)」内の「【記載上の注意】(3)実績を示す資料(報告書の概要等、コピー可)を添付すること。」について、契約書は添付資料として該当しますでしょうか。	該当します。
2	様式3	「4. 専門分野別の職員の状況」について「専門分野は、業務内容に応じて必要な分野を設定すること。」との指示がございます。本業務内容に鑑み、「児童福祉専門」「セキュリティ・ネットワーク専門」「データ分析・AI 専門」などと設定することを考えておりますが、認識に相違はございませんでしょうか。	問題ありません。
3	様式4	「業務責任者」及び「職員」の主な経歴欄は、前職等を含めた経歴等を記載するものか、あるいは現職での業務内容のみを記載するものかご教示ください。	現職のみで構いませんが、前職の経歴が本業務に関連するものであれば記載いただいて構いません。
4	募集要領「17.プレゼンテーション・ヒアリング審査の実施」	「(5)留意事項」に「プレゼンテーションは、提出した提案書等を基に行うものとし、追加提案や追加資料の配布は認めない。」とありますが、実際のシステム画面を操作しデモンストレーションを行うことや、実際の活用場面を動画にしたものを投影することは可能でしょうか。	プレゼンテーションについては提出いただく提案書等を基に行っていただきます。提案書等の内容の補足説明にデモや動画を活用いただいても構いません。
5	募集要項「21.留意事項」	「(4)採用された提案書等の著作権は松山市に帰属する。」とありますが、著作権が市に帰属する対象範囲について確認させてください。市に帰属する著作権は、本業務のために独自に作成された部分に限定され、パッケージ標準マニュアル抜粋やロゴ、図解等、受託者が従来から保有する著作物の権利は受託者に留保するという認識で相違ないでしょうか。	相違ありません。

6	募集要項「21.留意事項」	<p>「(6)提出された提案書等は、松山市情報公開条例に基づき、公開することがある。」とありますが、当社が提出する提案書等には松山市情報公開条例第7条(3)アに該当する情報が含まれます。開示請求があった場合には、当社に対して通知及びご相談いただくことは可能でしょうか。</p>	<p>松山市情報公開条例第7条第3号(ア)に該当する場合には、公開しません。該当するかの判断が困難な場合には当該法人への意見照会を行う場合があります。</p>
---	---------------	--	---